委員会規程

一般社団法人 佐賀県鍼灸マッサージ師会

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）定款第３３条の規定により、委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　当法人の委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（設　置）

第３条　定款第３３条の規定による委員会は、理事会の決議により設置する。

２　前項の決議により委員会を設置する場合には、次の事項を定めなければならない。

（１）委員会の名称

（２）委員会に諮問し、調査、検討等を行わせる事項

（３）委員会の設置期間

（４）その他委員会の設置及び活動に必要な事項

３　委員会は、法令及び定款で定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。

（委　員）

第４条　委員会の委員は、会員の中から理事会で選任及び解任する。

２　委員会に、委員の互選により、委員長を置くことができる。

（委　任）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。